

議 事 日 程 (4)

平成25年12月17日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第54号 芦屋町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 第2 議案第55号 芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第56号 芦屋町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第57号 芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第58号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第6 議案第59号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例及び芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第60号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第61号 芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第62号 平成25年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)
- 第10 議案第63号 平成25年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第11 議案第64号 平成25年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)
- 第12 議案第65号 平成25年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)
- 第13 議案第66号 平成25年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第67号 平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)
- 第15 議案第68号 平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算 (第2号)
- 第16 議案第69号 平成25年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)
- 第17 発議第10号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書について
- 第18 請願第3号 治安維持法犠牲者国家賠償法 (仮称) の制定を支持し、政府に対し意見書の提出を求める請願書

第19 発議第4号 芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議案第70号 平成25年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）

第21 発議第11号 特別養護老人ホーム設置に関する意見書について

【出席議員】（13名）

1番 松上 宏幸	2番 内海 猛年	3番 刀根 正幸	4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之	6番 田島 憲道	7番 辻本 一夫	8番 小田 武人
9番 今井 保利	10番 川上 誠一	11番 益田美恵子	12番 中西 定美
13番 横尾 武志			

【欠席議員】（なし）

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美	書記 井上 康治	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま、出席議員は13名で、会議は成立いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第54号から日程第19、発議第4号のまでの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

おはようございます。ちょっと声がかれておりますが、ちょっと熱があるかなと思っています。ちょっとお聞き苦しいところがあると思いますが、よろしく願います。

では、報告第17号、平成25年12月17日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第55号、満場一致により原案可決。

議案第56号、満場一致により原案可決。

議案第58号、満場一致により原案可決。

議案第59号、満場一致により原案可決。

議案第62号、賛成多数により原案可決。

議案第67号、満場一致により原案可決。

議案第69号、満場一致により原案可決。

請願第3号、賛成少数により不採択です。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

おはようございます。

審査結果の報告をいたします。報告第18号、平成25年12月17日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、小田武人。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第54号、満場一致により原案可決。

議案第57号、満場一致により原案可決。

議案第58号、満場一致により原案可決。

議案第60号、満場一致により原案可決。

議案第61号、満場一致により原案可決。

議案第 6 2 号、賛成多数により原案可決。

議案第 6 3 号、賛成多数により原案可決。

議案第 6 4 号、満場一致により原案可決。

議案第 6 5 号、賛成多数により原案可決。

議案第 6 6 号、賛成多数により原案可決。

議案第 6 8 号、賛成多数により原案可決。

発議第 1 0 号につきましては、一部修正の上、満場一致により可決でございます。
修正につきましては、お手元のほうに修正案を提示しておりますので、一読お願いしたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、議会改革特別委員長に、審査結果の報告を求めます。議会改革特別委員長。委員長どうぞ。

○議会改革特別委員長 小田 武人君

報告いたします。報告第 1 9 号、平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、議会改革特別委員会委員長、小田武人。

議会改革特別委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記、発議第 4 号、一部修正の上、賛成多数により可決。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で、報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 7 5 条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道 4 9 5 号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」、及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「保健、健康及び国民健康保険に関する件」、「福祉施策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」、及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成25年12月17日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」、及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成25年12月17日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」、及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。
まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。
次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この議案第54号から発議第10号までの間に十数件ありますが、満場一致のものもあれば賛成多数のものが5つあります。賛成多数という、可決はしておりますけれど。私たちは民生文教委員会のメンバーではありませんので、それぞれどのような反対といいましょうか、反対のご意見があったと思いますので、それを述べていただければ幸いです。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

お答えいたします。賛成多数のものにつきましては、補正予算等々がございます。これにつきましては、人件費の関係で反対という意見でございます。
以上です。

○議員 4番 妹川 征男君

ほかの幾つか。5つ賛成多数があるけど、ほかの意見について。

○議長 横尾 武志君

委員長。ほかのあと何個か賛成多数があるから。そこら辺。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

賛成多数の件については、62号それから63号、65号それから66号、68号、全て人件費の減額補正に対するものでございます。これについて反対だからということでの、採決の結果、賛成多数という形でございます。
以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、よろしいですか。

○議員 4番 妹川 征男君

わかりました。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。
次に、議会改革特別委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議会改革特別委員長に対する質疑を打ち切ります。
以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第54号から日程第19、発議第4号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第62号、63号、65号、66号、67号、68号、69号に反対の立場から討論を行います。

これらの各議案の予算には、一般職員の給与の臨時特例に関する条例制定に伴う措置が執行されています。私は、第2回定例会と第3回定例会では、この条例に反対を貫いてきました。その理由としまして、第1に、地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いたことは、交付税の役割を否定していること。第2に、政府みずから決めた人事院及び人事院勧告による公務員の給与確定のルールを無視した暴挙であること。第3に、大幅な給与減額は地域経済に影響を与えるものであり、減額率の平均7%を越える大幅なものであり、職員の生活設計にも影響を与えること。第4に、自治体がこれまでに地方財政健全化のために行ってきた、独自の賃金カットや合理化の努力を無視した不当なものであること、などのことから反対をしました。期間が短縮されたからといって、職員の給与を削減することに一片の道理もないことは変わりません。以上のことから、各議案に反対いたします。

続きまして、発議第4号芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは特別委員会の中で論議されたものです。この間、定数を削減することについての問題については、過去の本会議でのこの条例削減についての反対討論、また今回の特別委員会の中でも論議で述べておりますので、詳しいことは述べませんが、この定数については、やはり現行どおりで行うことが必要だと思います。住民の意思を反映し、町執行部の予算、条例のチェック機能を果たし、後退させないためにも、やはり13名で議会を構成すべき、こういった考えから反対をいたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。まず、議案の第64号平成25年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算に賛成の立場で、討論を行います。しかしながら、この64号については賛成の立場ということで取りましたが、非常に課題があるということで、その課題を指摘しまして、討論にかえさせていただきます。

この64号国民宿舎の内容は、国民宿舎が休館する場合に相手側の企業さんが納入するお金、このことは一つ理解ができたんですけども、そのほかに賠償金として406万円が計上されています。委員会の中でも質問をいたしました。この406万円は双方の契約の中に賠償金を支払うという項目はございません。根拠が全くないお金をここで、相手から要請されて弁護士に相談してということで上程されています。

そして同時に、この406万円を払う、支払うということに対しての双方の和解、または支払いの契約の案は議会に提示されませんでした。議案が通った後やりますということですけども、その議案の中で、我々は何を根拠にこの406万円を判断すべきか、非常に迷います。判断する材料ないんです、そのことが一つ。

あと一つは、国民宿舎と指定管理、ほかにもあると思います、それから委託ですとかいろんなものがある契約について、いわゆるその指定管理または委託の場所が閉館または閉鎖になった場合の賠償金の事実、これが記録として残るわけです。ほかの契約についても、この賠償金については契約は基本的にないと思います。ぜ

ひこの、今回の賠償金の内容についてもう一度精査をして、国民宿舎以外の指定管理、委託管理についてもきちんと契約の整備をすべきだと。

この2点の中で非常に迷ったんですけども、賛成の立場をとりますけども、その2点をぜひこの後フォローして、きちんとした仕事をするという形でやっていただきたい。

あと、この後にあります議案第68号平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算についても課題がありますけども、賛成の立場から討論をさせていただいて、同じように課題を指摘したいと思います。

この68号は、トータルとして病院事業会計、ここに載ってますけど、そのほかの62号では教育委員会のほうでも載ってます、トータルとして測量だけで3,000万円の、約3,000万円の測量の費用が計上されています。ものすごく大きな数字です。ただの測量に3,000万という数字を、私も確認をしました。

その確認の中で、実際に今ある花美坂と体育館の間にある道路、これは全部町有地ですけども、その道路と体育館の間の区分もされていない、実際測量されてないんです。だから字図でいくと道路がないようになってる。これは、ちょっと言葉きついですけど、これは仕事として怠慢だと。幾ら自分達の町有地で、対民地であれば必ず立会してやるんですけど。町有地の中だからということをしてなかったの、結果的にいろんなことをやらないと、多分基点も出してないところがあったんじゃないかと。だからこの金額になったんじゃないかと思う。きちんとその辺は明確にすべきっていうのが第1点。

もう一つは、この病院会計の中でその3,000万を6対4で案分をして、まだ病院の建設の素案の段階です。まだ病院については基本計画何かが決定されていない段階で、予算上はこの病院のために測量という項目で上がっております。これは非常に予算計上することはおかしいと思うんです。むしろここは、一般会計で3,000万全部処理した後、きちんと本当に病院があそこに建つということが決定された段階で、案分をきちんと社会教育と病院にすべきじゃないかと。ここはちょっと、非常にどうしてこういうふうになったのかというのはわからないところです。そういうふうにしないと、町民にも議会にも理解が付きません。まだ決定されていないことの提案が上がって。そのことも指摘しまして、68号、64号、賛成の立場ですけども、その辺の業務処理についてフォローをお願いをして討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

請願第3号について、反対の立場から討論をいたします。紹介議員の提出資料の中に、治安維持法による弾圧は国民の思想、信条、信仰の自由に対する侵害、及び言論表現、結社の自由に対する抑圧であるばかりでなく、日本国民の全体をひたすら戦争に向かって進ましめる役割を担った、確かにその一因はあったかも知れません。その中に、他の戦争被害補償に先んじて補償がなされなければならないとあります。このことはいかかなものかと私は思います。治安維持法犠牲者への国家賠償法制定を求めるともありますが、精神的、肉体的、物質的な損害をこうむったのは、治安維持法犠牲者だけではありません。

例えば、戦争反対の声すら上げられず、お国のためにと父母を残し散っていった若者、妻子を残し無念にも死することしかなかった人、広島・長崎の原爆または空襲と、多くの被害者の方は何の補償を得られないまま戦後68年を迎えました。今

月原爆症認定の基準緩和を決めたようではございますが、もっともっと救済の範囲を拡大させるべきだと思っております。

私の家族も父親が亡くなりました。母は弟を2人亡くしております。本当に母が96歳で亡くなったときに初めて、戦後が終わったと私は感じました。私たち4人女の子がいるんですが、母がいるときは一言も、母を苦しめるようなことは一言も話しませんでした。しかしながら亡くなった後に、4人でいろいろな心の思いを話すことができました。しかし、それは全部ではありません。

私の子どもも、お母さんそのときの状況を話してと言ったことがあります。しかし、話せませんでした。そのような人たちがたくさんいらっしゃるわけですので、もっともっと多くの方が、この対象となっている人たちが数多くありますので、この治安維持法犠牲者だけのものでなく、もっともっと国は拡大してやっていくべきだと私は思っておりますので、よって反対討論といたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

6番、田島憲道です。議案第64号国民宿舎特別会計補正予算について、私も賛成の立場なんですけど、しかし今井議員と同様に、幾つか指摘をしたいと思えます。

現在、マリンテラスにはフロントから料理人など約四十数名の従業員が勤めております。これからの休業期間、43日間の間、この四十数名はそれぞれがどのような時間を過ごしていくのでしょうか。このうち3名の方から、この間どっかでアルバイトできないかと相談を受けまして、女性の短期間のバイトはなかなか難しいです。また1月は行く、2月は逃げるで、どこも商いは冬の時期になります。何軒かのスナックと、それと確定申告で税務課が忙しくなります。臨時職員の登録を勧めたところですよ。

先日の私の一般質問の後、支配人に会って話をしました。このマリンテラスの従業員は、支配人から料理人まで皆さん契約社員ということです。正社員は1人もいません。前の経営者の休暇村から指定管理が移行して、まもなく3年を迎えようとしています。皆さん最近ボーナスをもらったと思えますが、こちら、ここの冬のボーナスは支給ゼロです。夏もなかった。この3年間支給ゼロです。前の休暇村のときは、契約スタッフは一律4万円ということを知っています。それよりも悪い。業績が悪いから仕方ないのでしょうか。

また給料のことですが、在職14年のベテランスタッフがいます。ホテル業界での経験がある方で、オープンの立ち上げ時から従事していますが、手取り11万プラス、二万の残業代というから驚きでした。これじゃ結婚どころじゃありません。やはり離職率が、中央病院と同様に実に多いです。いつもパコラ何かで募集しています。

今回の休館期間間近になり、4名がばたばたとやめていきました。皆さん生活がかかっているんです。今回の補正で家賃をまけてやる以外に、従業員たちの給与補償ということで406万円とあります。これがどのような計算方法で算出されたかは、よくちょっとわからないところではありますが、ただこれは、43日間の休業期間全ての従業員の給料を今月や先月並みの全額補償するには、ちょっと少ない金額ではないだろうかと思うんです。

またこれが全額に満たないなら、あとの残りはもちろんM社の負担は当然だと思

うのです。M社はスタッフに対し給料を全額補償するという条件での今回の補正の補償金額だと、私は理解したいです。これは、行政からもM社に対し、しっかり全額を補償してあげるように、行政からも強く指導してほしいと要望します。

そして、スタッフたちもこの間いたずらに時間を過ごすのではなく、怠っている挨拶回りや、お得意様訪問などの営業、料理の見直しや企画物の考案、視察や研修をぜひやってもらいたいと思います。そして新たにリニューアルするマリントラスに大いに期待して、私の賛成討論とします。

以上。

○議長 横尾 武志君

ほかに。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

議案第62号、それに議案第68号、発議第10号、請願第3号、発議第4号について、賛成や反対がありますので、一つずつ説明していきたいと思います。

まず、議案第62号と議案第68号については同じような内容ですので、一括して反対討論を行います。先ほど今井議員が意見を述べられましたが、この総合運動公園内造成地測量委託については、提案が時期尚早であると私は考え、反対の立場から討論を行います。

芦屋町立新病院の基本計画、素案については、住民説明会それにパブリックコメントの内容、そしてその町の見解について明らかにされていますが、基本計画が決定する前に、再度町民にその町の考え方、見解について説明する機会を設ける必要があるのではないかと、私は一般質問でたどりましたが、その必要性はないというような回答でした。町は住民説明会で町民の理解を得たとしていますが、町民の疑問点の解消にはほど遠いものであり、また町民の提言についても検証が不足していると思われまます。例えば医師の確保、アクセス問題、院外調剤薬局問題、事業規模の問題などさまざまありますが、この問題を置き去りにして計画を進めることは非常に危険ではないかと考えます。

今回の病院の建てかえ事業は、過疎債の期限が平成27年度ということでそれをもとに逆算してスケジュールを組んできたと思われまます。そのスケジュールに合わせて3つの委員会を発足し、過疎債の期限に合わせて答申や報告を矢継ぎ早に出さざるを得なかったのではないのでしょうか。現在、過疎債の期限が平成32年までと5年間延長されたのですから、再度綿密に検証すること、そして町民に再度説明する期間には十分にあるはずでまます。建てかえ事業の結論を急げば、子や孫にツケを回すことになり、芦屋町の財政破綻につながる恐れがあるのではないかと、私は危惧するものでまます。

町民あつての病院。町民にきめ細かな説明を行い、町民の理解を求める作業が必要ではないのでしょうか。今回の議案は、総合運動公園内造成地測量委託は、測量とはいえ建てかえを前提にした業務であり、見切り発車の様相を示しているように私は考えまます。

したがって、委託料4,179万円、そして議案68号の病院会計補正予算には合計1,785万円。私の計算では2,200万円と考えておりましたけど、先ほど今井議員の話では3,000万円ということでございまます。したがって、いずれにしる時期尚早であると考え反対しまます。

次に、発議第10号、賛成討論でまます。容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書に賛成いたしまます。平成9年

に施行された容器包装リサイクル法は大量生産、大量消費、そして大量廃棄という使い捨て社会の中、焼却場建設と最終処分場の建設が困難になったことから法律が施行されたものです。

その法律は、消費者、行政及び事業者の役割を明記し、消費者は分別作業、行政は分別・集積・保管、事業者はガラス瓶・ペットボトルなどの再商品化が義務づけられております。これを契機に生産・流通・消費・再利用の各段階を見直すために、循環型社会推進基本法が平成11年に制定されました。そして、容器包装廃棄物の原料、再資源化のシステムづくりができ上がりました。しかし、家庭用のごみを分別して集めれば集めるほど、各自治体は集積・分別・保管費用が莫大となり、悲鳴を上げている実態が明らかになっています。

実態に合わせた形で5年間ごとに改正を行うことが閣議で決まっております、今年は見直しの年です。全国の市民団体による国会請願活動やたび重なるロビー活動により、中央審議会及び産業中央環境審議会、並びに産業構造審議会での中間まとめで論議はありましたが、しかし経団連の意見表明により、振り出しに戻された経緯もあります。

2011年8月31日、容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再利用、いわゆる3Rを促進するための仕組みの検討を求める請願が、衆参両院で採択されました。今年も前回改正時の閣議決定で、容器包装リサイクル法を見直しされる年ですが、現在容器包装リサイクル法の本格的な見直し論議が、審議会でも始まっています。そのために、全国の市民団体は各自治体における検証採択の働きかけや呼びかけを行っているところです。あわせて地方6団体、全国知事会・全国市町村会・全国都道府県議会・全国市議会議長・全国町村議会議長にも働きかけを行っています。

また、ポイ捨て防止に効果のあるデポジット制度の導入についても、全国的に議論が高まっています。芦屋町波多野町長は、遠賀川サミットにおいてこのデポジット制度導入について、流域自治体や市民団体にアピールし、全国に発信することができております。

芦屋町は、平成10年にデポジット制度の法制化を求める意見書、また平成22年度には拡大生産者責任とデポジット制度導入で、循環型社会の再構築を求める意見書を採択しています。したがって、今回の意見書に賛同し、国を上げ、一日も早く容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するためにこの議案に賛成いたします。

請願第3号治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対し意見書の提出を求める請願に賛成いたします。

ドイツは戦後、ワイツゼッカー大統領の「過去の眼を閉ざす者は、未来に対してもやはり盲目となる」という有名な演説は、戦争の反省とこれからの反戦平和のシンボル用語として世界に伝えられています。また、ドイツの敗戦から40周年の記念日に、当時のワイツゼッカー大統領は連邦議会での演説で、罪の有無、老幼いづれを問わず、我々ドイツ人全員が過去を引き受けなければならないと呼びかけています。

ドイツではナチスを悪として否定することは、政治家であり続ける前提である。また子どもらに、教科書でユダヤ人の大量虐殺の事実を徹底して教え込む。ナチスの犯罪について時効を廃止し、永遠に罪を追求する。政治家がナチスを擁護する発言をすれば、世論からたたかれ失脚するであろうとさえ言われております。

ワイツゼッカーは平成7年来日していますが、講演の中で、謝罪はうそ偽りの

ない謝罪でなければ効果はない。心からの謝罪でなければやめておくべきだ。もし、ドイツの責任ある政治家が自国の戦争中の行為を歴史的に評価できなければ、外交上の重大な結果をもたらす、などと警告をしています。

一方、日本はどうでしょうか。侵略戦争を謝罪した村山富一首相談話はその後の首相は踏襲し、継承しています。しかしながら、侵略戦争の定義についてクレームをつける大物政治家、また従軍慰安婦制度は必要であったという発言に、国内外から批判を浴びています。

さて、この請願第3号は、「過去に眼を閉ざす者は、未来に対してもやはり盲目になる」の趣旨に照らし合わせれば、戦後直ちに国による謝罪と賠償を実現しておくべき内容であったと強く考えます。今まで放置されてきた背景には、戦後処理についての情報が国民に知らされなかったこと、そして何にもまして、よりも、これまでの時の政権が戦後処理を果たしてこなかったことに原因があると考えます。よって、この請願を国に上げることについて、当然のことであると私は考え、この請願に賛成します。

最後になりますが、発議第4号芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例に反対討論の立場です。平成23年6月にて、13人を10人に改める提案をされたことが思い出されますが、その原案に賛成するために、今回の修正案12人に反対し、討論を行います。

現在、地方分権化が叫ばれ、二元代表制の一つである地方自治体の議会の役割はますます重要視されています。地方公共団体の長は議会の議決を経た上で、もろもろの事務を執行することとされ、独断専行を許さない建前がとられています。これは、議会の地位の重要性を示すものであり、議会がいかに住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断しなければならないかを物語っています。

執行機関の行財政の運営や、事務処理ないしは事業の実施が全て適法、適正に、しかも公平、効率的にまた民主的になされているかどうかを、議員は的確に判断し、ときには批判し、監視することを意味しています。住民の暮らしを守るために多様化した住民の声や心、知恵を受け止め、常に地域の現状と問題点を考え、議会に反映するのも議員の務めでもあります。このような重要な役割を担う議会議員の定数を削減することは、地方自治法の本旨に反するともいえます。

しかしながら、町民の多くの声は、議員は議員としての使命を本当に果たしているのか。その使命を果たすために資質向上のためどれだけ努力しているのか。議会としてのチェック機能を果たしているのか。議会は執行部の諮問機関になっているのではないかという痛烈な批判があります。私たち議員の中にも、町民の議会不要論の声を認識されている議員もいらっしゃいますが、私たちはこの町民の声を議員に対する不信感のあらわれであると考えます。

さらに、町民の声は、芦屋町議会として町民の対話及び意見交換会、また議会報告会の開催を本当に行う気があるのか。また、各議員が議会で取り組んだ内容について、町政だより何かを発行し、議会のありさまを明らかにしているのか。議会報告会を行うことを通して、町民の声を受け止めてほしいと願っている町民がいることを真剣に考えているのか、という不満の声もあるのです。よくいわれる、町民の議会離れではなく、議会の町民離れではないかという批判なのです。

私は基本的に、議員定数削減には疑問を持つものです。しかし、町民の声は行財政改革の中、議会経費の削減及び岡垣町議会の定数を鑑みて、定数が8人から10人ではいいのではないかという声があります。私はこの声を無視するわけにはいき

ません。したがって、13名から10名の削減の原案に賛成するために、議会改革委員会により提案された13名を12名の修正議案に反対します。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第54号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第54号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第55号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第55号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第56号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第56号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第57号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第57号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第58号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第58号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第59号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第59号は原案を可決することに決定いたし

ました。

次に、日程第7、議案第60号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第60号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第61号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第61号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第62号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第62号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第63号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第63号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第64号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第64号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第65号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第65号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第66号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第66号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第67号について委員長報告のとおり原案を可決するこ

とに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第67号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第68号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第68号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第69号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第69号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、発議第10号について委員長報告のとおり原案を一部修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第10号は原案を一部修正の上、可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、請願第3号について委員長報告は不採択であります。この請願を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。ちょっとよく。（「もう1回お願いします」と呼ぶ者あり）何年議員したら分かる。

次、日程第18、請願第3号について委員長報告は不採択であります。この請願を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第19、発議第4号について委員長報告のとおり原案を一部修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、発議第4号は原案を一部修正の上、可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれの再付託の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第20、議案第70号及び、日程第21、発議第11号を一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

議員の皆様方におかれましては、連日のご審議、大変お疲れさんでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第70号の平成25年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）につきましては、繰越明許費の設定及び歳出のみの補正を行うものでございます。

はまゆう公園周辺整備基本・実施設計委託につきまして、調整の中で平成25年度末までに完了しないことが判明しましたので、繰越明許費を設定し、あわせて消費税の増額分を措置するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由の説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、8番、小田議員に発議第11号の趣旨説明を求めます。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

特別養護老人ホーム設置に関する意見書について趣旨説明を行いますが、お手元の資料、特別養護老人ホーム設置に関する意見書を朗読することによって、趣旨説明とさせていただきます。

特別養護老人ホーム設置に関する意見書、福岡県第6次高齢者福祉計画において、平成26年度福岡県高齢者福祉施設等整備方針で、芦屋町に対し特別養護老人ホーム設置枠が付与され、現在町から協議書が提出されていると存じます。

芦屋町の高齢化率は20.0%。これは平成25年4月1日現在でございますが、福岡県の平均は23.2%を上回っております。この数値は5年前と比べて約3ポイント程度上昇しておるということでございます。このようなことから、介護保険を利用する方たちは増加傾向にあります。

特に、特別養護老人ホームへの待機者は100人を超えることが推測されます。これは芦屋町に定員70床の施設があるのみということもその要因の一つでございます。町民及び入所希望者の願いは、豊かな入所生活を送るために、また家族と互いにコミュニケーションを取り合う上でも、できるだけ住みなれた地域で過ごせる

ようにと願っています。

このことから、芦屋町議会では平成23年9月に特別養護老人ホーム新設を求める意見書を可決して、福岡県知事に提出いたしました。また、平成25年6月には特別養護老人ホーム設置に関する議会議決も行っています。しかしながら、福岡県が示した第6次計画において、初年度から特別養護老人ホームを設置枠を要望し、福岡県からその設置枠は付与されましたが、24年度では応募資格を満たす事業者があらわれず、25年度については芦屋町から福岡県へ協議書を提出しましたが、不採択となっています。

今回は福岡県の第6次計画の最終年となり、特別養護老人ホーム設置は町民の悲願です。つきましては、福岡県におかれましては、本意見書の趣旨をご理解いただきまして、特別養護老人ホームの設置について何とぞご採択いただきますよう、切に要望するものです。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第21、発議第11号については、日程の順序を変更し、質疑、委員会付託を省略して直ちに討論を行った後、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。今討論っているのは、発議第11号についてもよろこびますか。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい。今小田議員のほうから提案者として読み上げられました特別養護老人ホーム設置に関する意見書について、反対の立場から討論いたします。

特別養護老人ホームが必要があるということは、私も今現在の高齢化社会において要介護者が年々増加する中、私は特別養護老人ホームの設置は必要不可欠であるということは認識しております。そういう場において、平成22年度の50床の問題についても、この議会でたびたび質問をいたしてきました。募集を本当にしたのか。それからホームページに載せたけれども、その情報は削除しているとか、いうように不可解なものがたくさんありますが、それはそれとして。今度の場合、25年度の場合、町が事業者の不適切な書類を受理し、いわゆる分筆ですね、受理し、協議書を県に上げたことで不採択になりました、私はそう思っています。

また、そのような状況の中で、町はその不採択になった原因の検証もせず、また議会は地主さんたちの願いであった真相究明についての請願書を否決してしまいました。このような重大な失政を犯したことは、町は反省することもなく25年度の特養の選定に新たなる事業者を選び、県に意見書と協議書を提出しています。

この特別養護老人ホーム設置に関する意見書の文面には、特別養護老人ホームの設置は町民の悲願ですとありますが、ここでいう町民の悲願とは、短期間に集められた署名2,380名を越える人々の願いである、顔の見える町内事業者ではなかったのでしょうか。

また、町民及び入所希望者の願いは豊かな入所生活を送るために、また家族と互

いにコミュニケーションを取り合う上でも、できるだけ住みなれた地域で過ごせるようにと願っていますとありますが、柏原区民だけではなく、町民は町内事業者こそ安心して入所できると願い、顔の見える町内の事業者を選定していただきたいとそういう期待していたからこそ、短期間で多くの署名が集まったものと推測します。

町から県に協議書が提出されていますが、その協議書が町外の事業者であり、町内の事業者ではありません。したがって、この小川知事に提出する意見書は町民の悲願から乖離しているのではないのでしょうか。また町が常々言っているように、許可権限は県にあるのですから、芦屋町議会が町外事業者という特定の事業者を後押しするような意見書を提出することはいかなるものかと考えます。よって、この議案に反対いたします。

最後に、先ほども言いましたけれど、高齢化社会において年々増加する中、私は特別養護老人ホームの設置は必要であるということは、この場で意見を述べておきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

発議第11号特別養護老人ホーム設置に関する意見書について、賛成の立場から討論をさせていただきます。この特別養護老人ホームの建設につきましては、町民の多くの方が待ち望んでおられることは、皆さんご存じのとおりでございます。

ところが、そうした町民の方々の意思に反して、先ほど小田委員長から趣旨説明がありましたように、24年度では応募資格を満たす事業者があらわれず、25年度については芦屋町から福岡県へ協議書提出したけど不採択になったと、こういう趣旨説明がありました。

したがって、福岡県の今回の第6次計画の最終年度でもあります今回の手続きにつきましては、平成26年度分80床。今回本当に採択を受けることができなければ、もう芦屋町への配分はないと思われれます。そうしたことを考えますと、本当に町民の願いをかなえてあげられない結果になってしまう。本当にそのようになれば、国の福祉政策に基づき福岡県の施策を活用できないばかりか、町民の民生安定を図ることのできない異様な状況に陥ってしまう。

早期実現を願っておられる待機者等々の方々は、近隣市町への特別養護老人ホームに入所せざるを得なくなり、要介護者家族の方々も時間をかけて遠くまで施設訪問を余儀なくされる。そういったことになるわけでございますので、本当にそうになったら胸が痛くなるとともに、情けない気持ちでいっぱいになります。このことについては、懸命な心をお持ちの方であればどなたもお分かりいただけるんじゃないかと私は思います。

以上のようなことから、今回は芦屋町の町益上、是が非でも芦屋町に採択をしていただけるように、芦屋町議会挙げて要望するというのは当然の理だと私は思います。よって、今回の特別養護老人ホームの設置に関する意見書については賛成をするものでございます。

以上、終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにありますか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

発議 1 1 号特別養護老人ホーム設置に関する意見書について、賛成の立場で討論いたします。先ほど小田議員のほうから趣旨説明をありましたように、芦屋町においては4人で1人の高齢者の支援をしていかななくてはなりません。また今後少子化、高齢化の進展に加え、団塊の世代が高齢期を迎える平成26年度以降は急速に高齢化が進むものと予測されております。高齢者のひとり住まいや高齢者夫婦のみの世帯がふえることで、要介護の状態になっても家族がいないなどの環境上の理由や、経済的理由によって、在宅での生活が困難な方が多くなります。そのため要介護者は特別養護老人ホーム等の入所が不可欠になりますが、現実にはベッド数が足りないため入所待機者は増加する一方であります。

このような状況の中で、福岡県第6次高齢者福祉計画において、24年度から26年度の整備計画として本町に特別養護老人ホームの設置枠80床が付与されました。しかし、24年度は公募が不調に終わり、25年度は不採択となったため、町民が待ち望んでいる特別養護老人ホームの設置は実現せず、多くの高齢者は自分の将来や既往に対して不安を抱いております。

要介護者が住みなれた地域で入所生活を送るためにも、本町における特別養護老人ホームの設置は町民の切なる願いであります。福岡県第6次高齢者福祉計画も26年度が最終年度となり、今回の採択を逃すと今後二度と本町に設置枠が付与されることはないであろうと考えております。

今回選定されました業者、先般の一般質問の中で町長のほうから答弁がありましたように、選定委員さんの満場一致というお話を聞いております。先ほど妹川議員のほうから町内業者を優遇するというような要望書が提出されておりますけれども、こういうふうを選定委員さんが満場一致でした選定された業者でございますので、間違いないと私は確信しております。今回必ずや本町に特別養護老人ホームの設置を実現させるためにも、福岡県へ意見書を提出する必要があります。よって、特別養護老人ホームの設置に関する意見書について賛成をいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第21、発議第11号について原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、発議第11号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

ただいまから質疑を行います。

日程第20、議案第70号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第70号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第20、議案第70号については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

午前11時07分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

お諮りします。日程第20、議案第70号については、民生文教常任委員会に審査を付託しておりましたので、審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告いたします。報告第20号、民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書、1つ、議案第70号平成25年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）。

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を満場一致により可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成25年12月17日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、小田武人。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第20、議案第70号について、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第20、議案第70号について委員長報告のとおり原案を可

決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第70号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

ここで、報告事項があります。

さきの東日本大震災から早くも3年が経過しようとしています。いまだ復興はままならない状況です。また、国はその復興財源を捻出するため、公務員給与の削減を行っています。

そこで、芦屋町議会としても1人4万円を募り、東日本大震災復興支援活動を行っている日本財団に支援金を送ることになりました。この支援金については、町長を通じて日本財団に届けていただきますので、この場にて町長へお渡しいたします。町長、演壇の前に。

[贈 呈]

○議長 横尾 武志君

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成25年芦屋町議会第4回定例会を閉会いたします。

長い期間のご審議、お疲れさまでした。

午前11時34分閉会
